

# 土地 使 用 承 諾 書

別紙図面の位置指定道路内に富士宮市が上水道施設（以下「施設」という。）を設置するに当たり、次の事項を了解し承諾いたします。

## 記

- 1 布設する施設の所有権は、富士宮市とする。
- 2 施設の設置期間は、これらの施設の存続期間とする。
- 3 施設の存続期間中は、これらの施設に支障を及ぼす建物又は工作物は設置しない。
- 4 今後、新たに施設を利用する使用者が生じた場合においても異議はない。
- 5 地代は無料とする。
- 6 土地所有権の譲渡等をする場合は、上記事項全部を継承する。

年 月 日

富 士 宮 市 長 宛

土地 使 用 承 諾 地 番	現 住 所 氏 名

- ※ 土地に係る重要な事項ですので、土地所有者本人が自署してください。
- ※ 分筆確定後の公図写を添付してください。